

【別紙様式】

<p>静岡市は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。</p>			
事業名	コロナ禍における指定管理料の見直し（利用者減少支援）		
総事業費 （千円）	211,501千円	交付金関連事業費 （交付対象経費） （千円）	211,501千円
事業概要	<p>①目的 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う利用者の減少により、施設運営の継続に支障をきたすことが見込まれる指定管理施設管理運営事業について、その継続を図り、施設の休館や営業時間の短縮等による市民の生活への影響を回避する。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 新型コロナウイルス感染症の影響がない年度の3か年平均との本年度実績の差額</p> <p>③交付対象 1) 交付対象者 指定管理事業者19者 2) 交付対象者の選定理由・選定方法 指定管理施設の管理運営事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により採算が悪化しているが、本事業の縮小、廃止等は、市民への福祉サービスの低下や地域活力の減退という形で悪影響を及ぼすことから、各施設の管理運営事業を担っている各指定管理事業者の安定的な施設運営を支援するため、指定管理料を見直す。</p> <p>④期待される効果 新型コロナウイルス感染症の影響下においても、本事業の継続が図られることにより、市民の施設利用が維持され、その生活の安定が確保される。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	<p>指定管理制度を導入した公の施設の運営は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和4年度の各施設の利用料金が感染拡大前の70%～90%となっている。</p> <p>各指定管理者の指定管理料を見直し増額することは、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済の支援を通じた地方創生に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		